第１７５回

愛知県市長会議

令和３年４月１２日（月）

開催市　知立市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　ホテルクラウンパレス知立

1　開　　会　　午後２時

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　来　賓　祝　辞

5　議　長　選　出

6　議　案　審　議

7　協　議　事　項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

8　会　務　報　告

9　そ　　の　　他

10　閉　　会　　午後３時３０分

11　写　真　撮　影

第１７５回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第１号	国庫補助金等における財政力に応じた調整措置の廃止について	西三河	4
第２号	公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について	西三河	6
第３号	補助事業等により取得した財産の処分の承認基準の見直しについて	西尾張	8
第４号	外国人市民に対する税務相談体制の強化について	東三河	10
第５号	衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備の早期実現について	西三河	12
第６号	「国民健康保険料(税)水準の県内統一」の議論について	西三河	14
第７号	幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について	東尾張	16
第８号	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る財政支援の拡充について	知多	18
第９号	認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関する法整備等について	東尾張	20
第10号	道路・河川の維持管理に関する財政支援について	東尾張	22
第11号	下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	名古屋	24
第12号	新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業への財政支援について	東尾張	26

議案番号	議　　案　　名	提出ブロック	頁
第 13 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	28
第 14 号	ＧＩＧＡスクール構想に伴い必要となる維持管理費等に対する財政支援について	西尾張 知多	30
第 15 号	学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について	知多	32

第１号議案

国庫補助金等における財政力に応じた調整措置の廃止について

西三河ブロック　提出

地方が行う新型コロナウイルス感染症対策に関して国が交付する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定においては、人口、事業所数、保健所の有無等による調整に加えて財政力指数による調整がなされていますが、財政力指数による調整のウェイトが非常に大きいため、交付金額は概ね財政力指数に左右される仕組みとなっています。

新型コロナウイルス感染症に関する対策に係る費用は、人口や事業所数に応じて増加するものであるため、財政力指数に応じて大きく交付額が減少する現状の仕組みは適切とは言えません。

また、保育対策総合支援事業、消防防災施設整備などの事業を国の方針に沿って展開するに当たっては多くの財源が必要となりますが、これらの国庫補助金においても、財政力に応じた調整措置が設けられています。

よって、国におかれては、**地方法人課税の偏在是正と地方交付税の調整によって財政の格差調整を図りながら、さらに、補助金等においても格差を設ける措置は、三重の格差是正措置となっていることから、財政力指数を根拠とした国庫補助金等の補助率調整措置の廃止を要望します。**

メ　　モ

第２号議案

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について

西三河ブロック　提出

地方公共団体にとって、公共施設の集約化・複合化、長寿命化は重大な課題となっており、国は、「公共施設等適正管理推進事業債」により地方の公共施設等の適正管理の推進を図っています。

しかし、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に係る公共施設の個別管理計画の策定期限は、令和２年度末で、事業期間は、令和３年度までとなっております。

これから公共施設等の改修事業等の本格化が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税をはじめとした歳入の大幅な減少は避けられない状況であります。

よって、国におかれては、**公共施設等の適正管理を推進するため、令和３年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の期間延長を要望します。**

メ　　モ

第３号議案

補助事業等により取得した財産の処分の承認基準の見直しについて

西尾張ブロック　提出

平成２０年、地方分権改革推進委員会の中間とりまとめを受け、補助金等適正化中央連絡会議において、補助金等適正化法第２２条の規定に基づく各省各庁の長の承認基準について、関係省庁の申合せが決定されました。

この申合せを受け、各省庁では補助対象財産（国の補助金等の交付を受け取得した財産）について、概ね１０年を経過したものは補助目的を達成したものとみなし、当該財産の処分（取壊し、用途変更、民間活用等）については、報告等を持って承認があったとみなす包括承認制を導入するとともに、国庫納付を求めない範囲を拡大しました。

その後、笹子トンネル天井板落下事故などをきっかけに、高度成長期以降に一斉に整備されたインフラ施設を含む公共施設の老朽化とその解消に係る地方の財源が課題とされました。

国においては「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、道路・橋梁や学校等を所管する各省においては、行動計画が策定されました。また、総務省から地方に対して、長期的な視点に立った公共施設の更新・統廃合・長寿命化や、国の動きと歩調を合わせて、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定することとされました。

地方においては厳しい財政状況が続く中、計画に従い、統合・複合化により運営の効率化を図っていく必要がありますが、補助対象財産の処分について、国庫納付が求められる場合があります。

よって、国におかれては、**人口減少、少子高齢化に伴う利用需要の減少や施設の老朽化など公共施設を取り巻く情勢の変化に対応し、公共施設の総量縮減、適正配置等の一層の推進が可能となるよう、財産の処分の承認基準、とりわけ包括承認事項についての見直しを要望します。**

メ　　モ

第４号議案

外国人市民に対する税務相談体制の強化について

東三河ブロック　提出

居住年数により課税範囲が異なるなど日本人の場合とは制度上の差異がありますが、外国人にも所得税の納税義務があります。

豊橋市では確定申告の時期にあわせて、通訳を配置して、複雑な税務手続や税金全般に関する外国人向けの税務相談会を開催しております。

税制度の難しさや複雑さから、この税務相談会には、毎年豊橋市内だけでなく、近隣市からも多くの外国人が押し寄せ、対応しきれない状況になりつつあります。

一方、税務署においては、確定申告の時期にあわせて、各地の相談会場での申告補助が行われ、近年では、オンラインによる申告環境が整えられるなどの対応が取られています。

しかし、外国人に対しては、通訳を伴った税務署への来署を促す仕組みに留まっており、十分な体制とは言えません。

平成３０年１２月に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和２年７月改訂）では、政府は、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し、安心して生活することができる環境を全力で整備していくこととされております。

都市自治体の行う外国人向け税務相談会や外国人相談窓口の混雑を解消し、外国人へのサービスを改善するため、税務署における外国人対応の税務相談体制の更なる充実が必要です。

よって、国におかれては、**税務署において、地域の実情に応じて多言語での申告環境を充実させるよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備の早期実現について

西三河ブロック　提出

衣浦港は、愛知県の知多・西三河地域のみならず、国内随一を誇る中部地域の「ものづくり」産業の物流・生産活動を支える工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所が立地するなど地域のエネルギー拠点として重要な役割を担い、これら産業の原材料を中心としたバルク貨物を取り扱う重要港湾であります。

災害発生時における臨海部・背後地域サプライチェーン維持への期待も大きく、エネルギー供給維持の面からも、継続的な経済活動を可能とする港湾機能の確保が必要不可欠であります。

しかし、バイオマス発電に使用する木材チップ等の取扱いの増加により、船舶の大型化への対応、保管用地の不足、非効率な荷役による過大なコストの発生など、港湾利用上の課題が顕著となっております。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供する耐震強化岸壁が不足することも懸念されます。

よって、国におかれては、**既存ストックの活用と併せて衣浦港全体の機能再編により物流機能の強化を図るとともに、西三河地域を含む衣浦港全体の防災機能の強化のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に耐震強化岸壁及びこれにアクセスする臨港道路の事業化を要望します。**

メ　　モ

第６号議案

「国民健康保険料（税）水準の県内統一」の議論について

西三河ブロック　提出

愛知県において、「令和３年度国民健康保険事業費納付金（納付金）の本算定結果」が提示され、県内の市町村によっては納付金の負担が増加しており、現行の保険料（税）の収入のみでは、納付金を支払うための財源が不足する試算となっています。また、国から一般会計からの繰入も解消を求められており、全て被保険者が納める保険料（税）で確保する方法しかないため、大幅な保険料（税）率の引上げを検討しなければならない状況にあります。このことは、従来から保険料負担率が他保険と比べて高い水準にあった国保の被保険者にとって容易にご理解いただけるものではなく、説明に苦慮しているところであります。

平成３０年度に国保財政運営が都道府県単位化されましたが、それ以前の市町村単独運営における各市町村の保険料（税）の違いは、被保険者の所得以外にも、市町村における保険料（税）の収納率等や医療費水準等に起因していました。現在は、被保険者の所得や医療費水準等を考慮し、納付金の按分が行われていますが、今後、単に保険料（税）水準の統一だけを進めれば、被保険者の理解が得られないばかりか、市町村における医療費適正化の経営努力が後退する恐れがあり、その結果、県国保財政の悪化や新たな財政負担の増加に繋がる懸念があります。

よって、国におかれては、**各都道府県で令和３年度から議論が加速する「国民健康保険の保険料（税）水準の県内統一」について、年齢構成を反映した医療費水準の調整や各市町村における医療費適正化の成果など、市町村の経営努力が反映される道筋を示したうえで進めるとともに、新たな保険料（税）負担の上昇にならないよう、市町村国保の苦境を十分に理解した議論とすることを要望します。**

メ　　モ

第７号議案

幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について

東尾張ブロック　提出

幼児教育・保育の無償化については、初年度（令和元年度）は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから地方負担分が臨時交付金として全額国費で対応されました。

しかし、令和２年度以降は、制度導入に伴う事務費について国費で負担する経過措置が設けられたものの、地方負担分については、地方消費税交付金の増収分及び普通交付税により対応することとなっております。

しかし、消費税増税による地方消費税交付金の増収分は、社会保障費全般に活用されるものであり、幼児教育・保育の無償化による保育料等の減額分を全て賄えるわけではありません。

このため、普通交付税不交付団体においては、市町村で負担しなければならず、大幅な負担増が見込まれます。

よって、国におかれては、**交付団体不交付団体に関わらず、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増額分を全て財政措置するよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
財政支援の拡充について

知多ブロック　提出

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化で離職者や減収者が増加する中、一定の住居を持たない生活困窮者への支援として、一時生活支援事業（一時的な宿泊場所や食事の提供等）の利用が急増しています。

本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により、国から事業費の３分の２の補助金が交付されますが、その地方負担分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象外となっており、国による財政支援が十分に受けられておりません。

一方で、同様に受給者が急増している住居確保給付金の地方負担分は、コロナ禍においては同交付金における交付限度額の算定対象となっており、国としても増加の一途をたどる事業費（地方負担）に対して一定の財政支援が行われます。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援法に定める一時生活支援事業の利用が急増しているため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の地方負担分に対する財政支援の拡充を要望します。**

メ　　モ

第９号議案

認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関する法整備等について

東尾張ブロック　提出

国では、２０１６年に認知症高齢者にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議において、認知症高齢者による事件や事故に関する実態把握と不法行為への対応の検討が行われました。しかし、責任能力がなく、また監督責任者がない場合の被害者救済について、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいとされ、現在に至っています。

現在、いくつかの自治体においては、認知症の人の事故を補償する民間の個人賠償責任保険への加入支援の取組みが始まっています。

しかし、現行民法の責任能力制度上、認知症高齢者本人や監督義務者が賠償責任を負わない場合は保険金が支払われず、被害者が救済されないという問題があり、これは、全国的な課題であります。

よって、国におかれては、**認知症高齢者やその家族が安心して暮らしていくため、認知症高齢者等による事故に起因する損害の賠償責任に関する法整備を行うとともに公的救済制度の創設を要望します。**

なお、当該制度が創設されるまでの間において、都市自治体が実施する認知症高齢者等の賠償事故補償制度に対する補助又は地域支援事業交付金の対象経費とすることを要望します。

メ　　モ

第１０号議案

道路・河川の維持管理に関する財政支援について

東尾張ブロック　提出

県や市が管理する河川においては、雑草や立木、土砂の堆積等により河川の氾濫等の浸水被害の危険性を含んでおります。瀬戸市においては、市管理河川の延長は膨大であり、緊急浚渫推進事業債の期限である令和６年度までに河川の浚渫を完了することは非常に難しく、また、５年程度のサイクルで浚渫が必要な河川もあります。

また、道路においては、雑草の繁茂により交差点等の視距が確保できず、歩道が利用しづらい状況となっております。

このように、河川や道路における維持管理費は多額を要し、健全な財政運営に影響を与えつつある状況にあります。

よって、国におかれては、**河川の治水安全性の向上を図るため、緊急浚渫推進事業債の拡大及び事業期間の延長を要望します。**

また、安全・安心で衛生的な道路環境を確保するため、道路の側溝浚渫、中央分離帯や路肩の除草及び堆積土砂の除却に要する経費について、「緊急浚渫推進事業債」と同様に地方債の発行を可能とし、その元利償還金に対する７０％が交付税措置される制度の創設、又は、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の対象事業に、これら河川や道路の管理事業を加えることを要望します。

メ　　モ

第１１号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

名古屋ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

市町村では、下水道使用料の適正化など様々な経営努力を進めているところでありますが、人口減少や施設の老朽化が本格化する中、下水道施設の老朽化対策や維持管理に要する費用が増大していくことが懸念されております。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道施設の老朽化対策が十分に進めることができず、道路陥没や下水処理機能の停止など、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**下水道の果たす公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責任の観点から、下水道施設の改築への国費負担を確実に継続するとともに、改築事業に必要な予算を確保されるよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業への財政支援について

東尾張ブロック　提出

各市町村内を運行する路線バスは、地域住民の重要な移動手段としての役割を担っております。事業者単独では不採算路線であるものの、市町村からの要望で運行する場合などは、市町村が単独で運営費を補填して運行しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客が大幅に減少し、あわせて市町村の補填する補助額も大幅に増加していることから、地域公共交通の維持において支障を生ずる恐れがあります。

よって、国におかれては、**地域公共交通の良好な維持のため、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業に対する財政支援を要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第１４号議案

ＧＩＧＡスクール構想に伴い必要となる維持管理費等に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

市町村においては、ＧＩＧＡスクール構想による交付金等を活用し、児童生徒一人一台端末の導入や学校内ＬＡＮ整備等のネットワーク環境整備などを進めているところであります。

しかし、実際にＩＣＴ教育を進めていく際に必要となる教育用ソフトウェアに係る費用、ネットワークの通信料やＧＩＧＡスクール構想のため新規に導入したネットワーク機器の保守等に係る費用、端末の更新に係る費用は、市町村にとって大きな財政負担となります。

また、学校でのＩＣＴ機器の活用促進及び日常的な教員のＩＣＴ活用の支援を行うためのＩＣＴ支援員の配置についても、継続的な財政措置が必要となります。

よって、国におかれては、**ＧＩＧＡスクール構想を持続可能なものとし、また、自治体間の教育に格差が生じることのないよう、端末整備完了後においても、教育用ソフトウェア等に係る費用、ネットワーク通信料や関連機器の保守等に係る費用や端末の更新に係る費用について、また、学校へのＩＣＴ支援員の配置に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援を行うよう要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

知多ブロック　提出

小中学校施設は、未来を担う子ども達が集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、災害時には避難場所としての役割を果たす場でもあり、老朽化・長寿命化対策及び夏の暑さ対策は喫緊の課題となっております。

市町村においては、これまで限られた財源の中、小中学校の児童生徒の安全安心の確保を最優先に考え、計画的な大規模改造工事や老朽化に伴う緊急的な修繕工事に加え、令和元年度には普通教室のエアコン整備を実施してまいりました。

しかし、建物の長寿命化を前提として、学校施設環境改善交付金について、屋上防水と外壁改修を併せて実施する場合を交付対象とするなど、制度の一部拡充が行われておりますが、屋上防水のみや外壁改修のみ行うなどの部位別改修が交付対象とされておりません。

また、夏の暑さ対策としての特別教室及び屋内運動場へのエアコン設置を進めていく上で、学校施設環境改善交付金の配分基礎額と実工事費との間に大きな乖離があり、市の財政負担が大きなものとなっております。

よって、国におかれては、**今後も計画的な大規模改造工事を継続し、特別教室及び屋内運動場へのエアコン整備を実施するため、学校施設の整備に対して確実な財政措置を講じるとともに、さらなる拡充を図ること、また、速やかな事業執行ができるよう早期の内示を要望します。**

併せて、学校施設環境改善交付金について、屋上防水のみや外壁改修のみなどの部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを要望します。

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１７５回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	加　藤　慎　也
総　務　局　長	林　　全　宏
市町村課長	松　崎　健　吾

知　立　市

知立市議会議長	永　田　起　也

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	浅井由崇	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	中根康浩	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	森　和実
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣　武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（知立市）　副市長　水谷弘喜

愛知県市長会事務局　事務局長　相津晴洋

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１７年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4 月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
１７０	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１７１	令和元年5月8日	新城市	新城文化会館
１７２	令和元年10月3日	東海市	東海市芸術劇場
１７３	令和2年4月15日	（大府市）	※中止（書面表決）
１７４	令和2年10月2日	知多市	知多市勤労文化会館

（注）第１４３回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５市まで　　1

６市から１０市まで　　2